



つるその真佐彦

= 真風 =
(県政活動報告)



ホームページ
QRコード

【つるその真佐彦ホームページ <http://www.tsuruzono-masahiko.com/>】

ご挨拶

拝啓 日頃より私の議員活動に対しまして、ご理解とご支援を賜り、心より感謝申し上げます。ロシアによるウクライナ侵略から4年が経過しました。また、イスラエルやアメリカによるイラン攻撃は、ホルムズ海峡封鎖の懸念を招き、諸物価高騰の要因となっています。食料やエネルギーの海外への依存度を低減することは、最も重要な政策課題であります。

令和7年度は文教・観光委員会に所属し、不登校問題、魅力ある県立短期大学づくり、第2期鹿児島県文化芸術推進基本計画、年間を通じたスポーツコンベンションに関する特定調査、観光インバウンド対策などについて議論を進めてまいりました。

また、「かごしま食と農の県民条例」に基づく基本方針の策定に向けた取組についても、年間を通じて議論を深めることができました。

令和8年度は総合政策建設委員会に所属し、道路維持修繕をはじめ、持続可能な生活インフラへの対応、未来に向けた本県の地域政策・交通政策、離島振興等について議論を深め、提言を行ってまいります。引き続き、皆様のご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

【新】畜産飼料流通効率化対策事業（1億2百万円）

配合飼料の在庫管理等の効率化に向けた機器導入を支援し、作業負担の軽減と飼料コストの削減を図ります。



かごしま漁師育成推進事業（9百万円）

新規漁業就業者の確保・育成・定着を図るため、漁業のイメージ向上やスマート水産業の普及を推進します。あわせて、かごしま漁業学校での就業支援や、地域に密着した新規漁業者グループの活動を支援します。



【新】かごしまの神楽魅力発見事業（6百万円）

県内の神楽（神舞）の魅力や価値を発信し、次世代への継承を担う人材の確保・育成を進めます。また、文化観光資源としての活用を促進するため、国の重要無形民俗文化財指定に向けた調査を実施します。



道路維持補修事業（35億2千5百万円）

県管理道路の安全で快適な交通を確保するため、パトロールや草刈り、路面補修のほか、道路標識の補修、落石防止、道路照明や情報板の点検などを行います。



令和7年度9月議会 一般質問

質問 財政硬直化の要因の一つとして義務的歳出である扶助費の動向を示せ。

答弁 令和6年度末における扶助費は決算ベースで平成16年度末と比べ約2倍の1,400億となる見込み、主な増加の要因は、高齢化の進行に伴う介護保険給付費や、後期高齢者医療費の県負担、子ども子育て支援経費の増加、令和9年度当初予算一般財源ベースで令和6年度比約7%増の見込み。

質問 県が管理すべき道路沿いの伐採や道路施設の老朽化対策維持管理業務の進め方を伺う。

答弁 予防保全型の維持管理を推進するため、橋梁やトンネルなど道路施設ごとの長寿命化修繕計画を策定し、5年ごとに法定点検を行う。ドローンやAIなどの新技術を活用するなどDXの推進にも取り組んでいる。国土強靱化実施中期計画等の予算も活用しながら予防保全対策などを計画的に実施し、長寿命化によるトータルコストの縮減、平準化に努める。道路の異常や草木の繁茂状況等を把握し、路面の補修、草刈りや高枝の伐採などを行っている。除草剤の使用拡大や道路法面をコンクリートなどで覆う防草対策、パトロール車に搭載したカメラ映像からAIによる自動解析した穴ぼこの情報や苦情箇所の対応状況等について、県と民間委託業者で共有できるシステム運用を開始した。

質問 災害復旧工事の原形復旧でなく改良復旧もできる取組を要望しつつづけているが、現状はどうか。

答弁 全国知事会では、平成30年以降再度災害防止対策を迅速に進められるよう改良復旧事業の適用範囲の拡大など毎年行っている。農地、農業用施設の災害復旧事業については再度の災害防止等に向けた改良復旧の迅速な実施が可能となるよう土地改良法の改正がされた。公共土木施設の災害復旧事業については、被災箇所以外を含む一連区間について改良復旧が認められている。さらなる要件緩和が必要であり、全国知事会を通じ将来の利便性や安全性の向上のため改良復旧事業の要件緩和など取組実現を国に要望していく。

質問 二次医療圏マンパワー確立を目標に、医師会などを中心に意見を交換会もなされた。次期地域医療構想の現状と今後の取組を伺う。

答弁 2040年に向けて、病床の機能分化・連携だけでなく外来医療・在宅医療・介護との連携など、医療提供体制の実現を図ること、地域で求められる医療機関の役割を分類し設定する医療機関機能に着目した新たな考えが示された。県では構想区域ごとに設置した各地域医療構想調整会議において県立病院を含めた委員に対し情報共有を図っている。

質問 かごしま食と農の県民条例が3月改正された。基本方針を作成の作業、5年ごとの目標値達成状況について示せ。

答弁 県内7カ所で地域別意見交換会、農業者や農業関係団体、消費者団体、加工・流通業者等の代表者から99件の意見を伺った。主なものは、新規就農者の経営安定支援や研修受入れ体制の充実、農地の集積・集約化の更なる加速化、スマート農業を見据えた基盤整備、県産農畜産物の販路拡大やブランド化、自給飼料の生産拡大、地域資源の有効活用、有機農業の推進、グリーン・ツーリズム受入れ体制の構築、鳥獣対策の強化などの意見が出された。農業産出額や担い手の確保数、県産農畜産物の輸出額はおおむね達成、担い手の農業所得、担い手への

農地の集積率、六次産業化の市場規模は未達。
 農地集積率は、農地の区画が小さく分散していることから農地の賃借が進まなかった。
 六次産業化の市場規模については専門家派遣など伴走型の支援等を実施してきたが、着実に伸びてきているものの目標には届かない見込み。
 目標達成状況の分析結果や、地域別意見を踏まえ次期基本方針を策定していく。

質問 農林水産省農村振興局中堅幹部と7年ぶりに水土里の会のメンバーで意見交換、要望等の会を実施した。農業構造転換集中対策における農業農村整備の推進について



答弁 将来の農地や受け手を明確化している地域計画に基づき、畦畔除去などの簡易な整備も含む農地の大区画や用排水路のパイプライン化などの基盤整備の推進、中山間地においては、条件不利性の改善に必要な農地農業水利施設や草刈りなどの圃場周りの管理作業の省力化に資する整備の予算確保について要望していく。



質問 離島を支えている県の漁業担い手育成の取り組みについて

答弁 かごしま漁業学校において基礎的知識の習得を行う入門研修や、実践的な漁労実習を行う中期研修、更なる技術習得を行う長期研修を実施。
 新規漁業就業者の定着のため新米漁業者見守り隊が伴走支援を行い、就業初期の経営の不安解消や漁法習得などについて地域が一体となり支援していく。



質問 甌島周辺海域における漁場の整備について

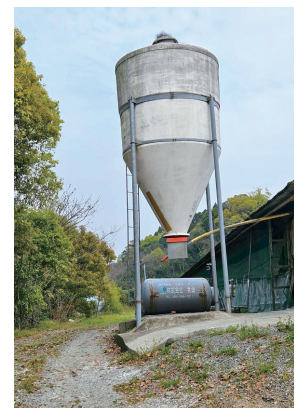
答弁 甌島地区においては、漁場整備計画に基づき、カツオやマグロ類を対象とした浮き魚礁を3基、イセエビの増殖場を2箇所整備している。令和8年度以降の甌島地区の漁場整備計画策定に向け検討を進めている。地元要望も踏まえながら漁場整備を推進していく。

質問 肉用鶏の出荷作業の省力化の必要性について

答弁 自動捕鳥機などの省力化機械の導入によって、労働負担の軽減につながるも、養鶏事業者や機械メーカーからの情報収集を行うとともに国に対し、現場の意見も提供していく。

質問 安定した飼料輸送のため、国や県の取組状況についての考え

答弁 国はトラックドライバーの作業負担軽減と安全性を確保するため飼料タンク蓋開閉装置の合理化の取組の徹底について通知を发出了した。
 県は、県配合飼料流通連絡協議会とタンクの残量を把握するセンサーやタンク蓋開閉装置実証事業の成果を踏まえた意見交換を実施した。
 ドライバーの作業時間短縮や、高所作業の負担軽減のため国に対し本格的に実施されるよう要望していく。



「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」

総合的かつ計画的に推進する施策

1 県民の農業及び農村に対する理解促進に関する施策

新 農畜産物の合理的価格の理解促進に関する施策

2 食育及び地産地消に関する施策

改

3 安全で安心な農畜産物の安定供給及び**農業資材の確保**に関する施策

新 農業資材の確保に関する施策

新

4 **環境への負荷の低減**に関する施策

新 有機農業の促進に関する施策

5 担い手の確保及び育成に関する施策

改 新規就農者の確保及び育成に関する施策

改 認定農業者等の経営発展等に関する施策

新

6 **農業経営の支援を行う者の確保**に関する施策

新 多様な人材，農業支援サービス事業体の確保及び育成に関する施策

改

7 **農地の有効利用及び確保**に関する施策

改 担い手への農地の集積・集約化，農用地区域内の優良農地の確保等に関する施策

改

8 **農業生産の基盤の整備及び保全**に関する施策

新 農地の大区画化，畑地の高機能化，農業水利施設等機能の保全等に関する施策

9 生産振興，販売・流通等に関する施策

新 老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に関する施策

新 高付加価値産品のブランド力向上等に関する施策

改 流通の効率化に関する施策

改 輸出促進に関する施策

10 生産性向上に関する施策

改 スマート農業や食品加工等の技術開発等に関する施策

改 動植物の防疫体制に関する施策

11 農業災害防止等に関する施策

12 農村振興に関する施策

改 農村づくり，中山間地域，離島地域の振興に関する施策

新 農福連携の推進に関する施策

改 鳥獣被害防止対策等に関する施策

目標，目標年次

【基本方針の期間】令和8年度から令和17年度まで

目標項目	令和6年度 (基準年)	令和17年度 (目標年)	目標項目	令和6年度 (基準年)	令和17年度 (目標年)
① 農業産出額	^(R6) 5,689億円	7,000億円	⑤ 担い手への農地集積率	^(R6) 47.9%	70%
② 1経営体当たり生産農業所得	^(R6) 706万円	1,400万円	⑥ 食料自給率(カロリーベース)	^(R5) 81%	90%
③ 担い手数	^(R5) 10,557経営体	8,500経営体	⑦ 県内産農畜産物の輸出額	^(R6) 250億円	^(R12) 475億円
④ 農用地区域内の農地面積	^(R6) 98.1千ha	95.5千ha	⑧ 有機農業の取組面積	^(R6) 1,603ha	^(R13) 2,000ha